

亀山市告示第47号

亀山市放置自転車等の適正な移動等に関する要綱（平成26年亀山市告示第137号）第5条第3項の規定により放置自転車等を保管したので、同告示第6条第1項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該放置自転車等の利用者等は、亀山市建設部用地管理室に申し出てください。

平成27年3月20日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 放置自転車等の型式 第一種原動機付自転車
- 2 車体番号 CA43A-109439
- 3 保管場所 市営住山住宅B54
- 4 保管期間 平成27年3月10日から同年6月11日まで
- 5 保管期間を経過した場合には、処分を行う。
- 6 その他の事項
 - (1) 色 赤
 - (2) 登録番号 松阪市 ま 5088